

県民からの意見に対する奈良県交通安全対策会議の考え方

番号	項目	意見等の概要	奈良県交通安全対策会議の考え方	
1	現場急行支援システム	<p>p61 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ケ 現場急行支援システムの検討</p>	<p>現場急行システムについては、緊急車両が迅速安全に走行するためには、整備が必要であると考えます。当該計画案では「現場急行支援システム(FAST)は、…関係機関が連携して検討を行う」とされており、緊急車両が赤信号への進入時の徐行・一旦停止による通過時間延伸の解消し迅速に現場に到着でき、赤信号交差点への進入時の交通事故の抑止などの利点がある。また救急車は、FASTを活用することによって、赤信号等によりブレーキをかける機会が少なくなることから揺れの少ない搬送が可能となり、傷病者の病態の悪化や苦痛の軽減及び車酔い等の抑止、隊員の観察や処置を実施する環境が向上する効果も期待できる。</p> <p>これらのことから、緊急車両が事故なく迅速かつ円滑で安全に走行するため、「現場急行支援システム」の整備に向けた必要な措置を講じていただきたい。</p>	
2	現場急行支援システム	<p>p61 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ケ 現場急行支援システムの検討</p>	<p>救助、救急体制の整備について、「現場急行支援システムの整備」を早急に構築いただきたい。これは、一分一秒を争う救助、救急現場対応に欠かすことができない支援システムだと考えます。走行時間の短縮効果、走行安定効果が得られ、特に、救急車内の傷病者搬送時、赤信号等によるブレーキをかける機会が少なるなることから、揺れの少ない搬送ができ、傷病者の症状の悪化を防ぐことができます。</p>	<p>「現場急行支援システム」は、救急車等の緊急車両の現場到着時間の短縮及び緊急走行時における交通事故防止を目的としています。</p> <p>このシステムは、道路に設置した「光ビーコン」という機器で緊急車両の接近を感知し、信号機を制御することで、緊急車両が走行する方向の信号灯火を青色として優先的に走行させるものです。</p> <p>このシステムの整備により赤信号での交差点進入回数の削減が図れ、現場到着時間の短縮と、交差点事故のリスク軽減が見込まれます。</p> <p>しかしながら、令和2年11月に奈良県警察が奈良市内幹線道路において実施した実証実験の結果、優先走行路線以外の路線において大きな渋滞が発生するなど、解決すべき問題が明らかとなりました。</p> <p>また、現在、開発後約20年となる「光ビーコン」式システムの代替として、警察庁では携帯電話等の「位置情報」を活用した新たな信号制御システムを開発中です。</p> <p>今後は、問題点の解消や新たなシステムの活用をも視野に入れ、関係機関等と検討を行ってまいります。</p>
3	現場急行支援システム	<p>p61 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ケ 現場急行支援システムの検討</p>	<p>救急車につきましては、患者の搬送にご尽力頂き非常に心強い限りです。しかしながら、交差点などでサイレンを鳴らして走行しているにも関わらず、進路を譲る車両が少ないことから運転されている方は神経を張り詰めて、一刻も早く病院への到着について頑張っていると思えます。奈良市のホームページなどでは現場急行支援システムなどについて広報されているようです。渋滞等が発生するとの記載があり問題となるのは理解できますが、関係機関での検討を行って頂き、救急車を運転される方の負担軽減や、交差点でのスムーズ走行が可能となるよう、奈良県の計画としていただきますようお願いいたします。</p>	
4	現場急行支援システム	<p>p61 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ケ 現場急行支援システムの検討</p>	<p>現場急行支援システムについては、緊急車両、特に人命に直接影響する救急車の優先走行について効果があり、現場に到着するまでの時間短縮、傷病者の負担軽減等が実現できることから、「整備に向けて関係機関が連携して検討を行う。」旨の前向きな表記にする必要があると思えます。また、現在、国では車両の位置情報を活用した新しい緊急車両等を支援するシステムを開発中である情報から「現在国が開発中の新システムを含めて検討する。」旨の表記も追加すればいいと思えます。</p>	

県民からの意見に対する奈良県交通安全対策会議の考え方

番号	項 目	意見等の概要	奈良県交通安全対策会議の考え方	
5	横断歩道における歩行者妨害の周知啓発に関するもの	<p>p39 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 イ 横断歩行者の安全確保</p>	<p>信号のない横断歩道で、他府県と比較して奈良県では停止しない場合が多いと聞きますが、違反として検挙の対象となることを広く周知するために、具体的にはどのような対応を検討されていますでしょうか。</p>	<p>高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めるため、運転者に信号の遵守、横断歩道での一時停止、歩行者優先等のルールについて指導啓発を行い、歩行者の保護を促進することは大変重要であると考えております。 奈良県警察では、2019年から毎月最終水曜日を「横断歩行者保護強化デー」と指定し、横断歩行者の安全を確保するための各種活動を強力に推進しています。 具体的に、運転者に対しては、横断歩道における歩行者優先意識の向上を図るため横断歩行者等妨害違反の交通指導取締りを積極的に実施し、横断歩行者に対しては、横断歩道を渡る際に安全確認をしっかりとるほか、運転者に手をあげる等して、横断する意思を明確に伝えるなど、「合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼」という安全標語の普及を含めた街頭啓発活動を推進しています。 また、事業所のドライバーや従業員に「横断歩行者保護」の模範となる運轉行動と道路横断時の交通ルールの啓発などを実施してもらう「横断歩行者保護宣言事業所」制度への参加を呼びかけ、横断歩道における横断歩行者優先の周知を図っています。 更に、幼少期に正しい交通ルールを身につけさせることで、将来、運転者として横断歩行者優先を実践するという考えに基づき、交通安全教育の充実に努めております。 今後も運転者に対する交通安全教育や交通指導取締り等を推進し、歩行者に対しては歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進してまいります。</p>
6	サポカー制度に関するもの	<p>p23 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備 (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実</p>	<p>高齢ドライバーによる事故が社会的に問題視される中、本計画の第1章、第3節、II、3、(1)(オ)高齢者支援施策の推進(P.45)では運転免許返納後の移動手段の確保・充実が記載されておりますが、これを十分に行うのが困難な地域、またはこれに相当の時間を要する地域もあると考えております。 当面、「身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及を一層積極的に進める」(P.11)ことで移動手段を確保しつつ安全に運転することを促進する施策、「サポカー・サポカーS」や「運転者の危険認知の遅れや運轉操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運轉を支援するシステム」(P.14)の普及促進が急務であり、これらの購入を希望する高齢ドライバーに対して国の補助金制度の周知や県独自のサポカー補助金の検討をしていただきたい。</p>	<p>高齢者の交通事故防止のために有用であるサポカーに対する国の補助制度は、交通事故防止に大きく寄与するものであります。県民の皆様には是非とも本制度をご検討頂きたいと考えており、これまでもあらゆる機会を捉えて本制度の紹介等を行ってまいりました。 今後も高齢者向けの交通安全教育等におきまして、サポカーの有用性について紹介するなど、サポカーの検討に結びつく周知啓発等に努めてまいります。</p>
7	交通安全教育の推進に関するもの	<p>p38 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底 (2) 効果的な交通安全教育の推進</p> <p>p42 第1章 道路交通安全 第3節 道路交通安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</p>	<p>当協会では、交通安全教育に関して、講演会・勉強会・研修会等への講師の派遣事業、年齢層に応じた教育テキスト・動画の作成・提供を行っております。 交通安全教育の推進にあたっては、当協会として積極的に協力したいと考えております。</p>	<p>自主的に交通安全活動をし、又はしようとしている事業所を登録して、交通安全の輪を広げ、より一層活発な交通安全活動の推進を図ることを目的に「奈良県地域の交通安全サポート事業所登録制度」を平成24年度から導入し、様々な事業所と緊密に連携した交通安全施策の推進に努めております。 今後も地域の状況に応じた交通安全教育を行う指導者や団体等を育成し、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図ってまいります。</p>

県民からの意見に対する奈良県交通安全対策会議の考え方

番号	項目	意見等の概要	奈良県交通安全対策会議の考え方	
8	交通安全教育の推進に関するもの	<p>p32 第1章 道路交通の安全 第3節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底</p>	<p>「心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育」を推進することに賛同します。なお、特に小学生、中学生、高校生は移動手段として自転車を利用するケースが多いため、自転車事故を未然に防ぐための自転車等の交通安全教育が第一義と考えますが、自転車事故の加害者となった際には、極めて重大な責任を負う可能性もあることから、成人を含めてその責任への対処法等についても教育することは、第3節IIの施策「7被害者支援の充実と推進」の観点からも重要と考えます。</p>	<p>自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と、自転車の特性を踏まえた安全運転の励行等により、一層の安全利用を促進することは大変重要であると認識しております。 令和2年度には、「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知のため、「自転車事故の加害者となった場合に重大な責任を負うこと」等を記載した啓発ポスターやチラシを作成し、小・中・高等学校等の児童・生徒に配布を行いました。また、教職員を対象とした交通安全に関する研修を行うなどし、指導する側の資質向上を図るなど、今後も心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進してまいります。 また、奈良県警察では、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを認識させた上で、各世代に応じた自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を実施しております。</p>
9	自転車保険に関するもの	<p>p35 第1章 道路交通の安全 第3節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進</p>	<p>自転車損害賠償責任保険等の加入義務化や成年年齢の引き下げにより、高校在学中あるいは卒業後すぐに保険契約者となる機会が到来すること等を踏まえると、高校の授業における体系的な学びが必要です。このため、以下のように記載を追加し明確化する必要があると考えます。 「…自転車の安全な利用、自転車損害賠償責任保険等の加入義務化、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、強制保険である自動車損害賠償責任保険や任意の自動車保険の必要性を含め、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。」</p>	<p>13頁「(2)歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」において、自転車損害賠償責任保険等の加入義務であることを取り上げ、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ることを明記しています。 また、令和元年に公布・施行された「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の第14条第3項で「保護者は、監護する未成年が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない」と定められていることから、「高校生に対する交通安全教育の推進」には、自転車損害賠償責任保険等に関する記述は追記しないこととします。 児童・生徒に対しては、今後も自転車は歩行者等と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることについての意識啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進してまいります。</p>
10	自転車保険に関するもの	<p>p62 第1章 道路交通の安全 第3節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 7 被害者支援の充実と推進</p>	<p>自転車における損害賠償責任保険に関し、P.13、P.39、P.56に記載のある「自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。」という旨の文言について、「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では同保険の加入が義務付けられていることから、「自転車損害賠償責任保険等への加入義務の徹底を図ります。」など、県民に適切なメッセージが伝わる表現にしたほうがよいと考えます。 また、自転車損害賠償責任保険等への加入について、加入義務徹底の実効性を高める観点や、確実に県民へメッセージを伝える観点から、「(1)自動車損害賠償保障制度の充実等」(P.63)と並列の形で、「(2)自転車損害賠償責任保険等への加入義務の徹底等」などの表題で新たに項目化し、本件に関して記載いただくことを検討いたします。</p>	<p>13頁「(2)歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」において、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務であることを取り上げ、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ることを明記していることから、「7被害者支援の充実と推進」には、自転車損害賠償責任保険等の加入義務に関する記述を追記しないこととします。 自転車利用者に対しては、自転車は歩行者等と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることについての意識啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進してまいります。</p>
11	事故多発マップに関するもの	<p>p16 第1章 道路交通の安全 第3節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備</p> <p>p67 第1章 道路交通の安全 第3節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 8 調査研究の充実 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化</p>	<p>当協会では、毎年秋に、県別の事故多発交差点マップ(人身事故の多い交差点のマップ)を公表しております。事故危険箇所指定および交通事故低減の調査研究にあたって、参考にさせていただければ幸いです。</p>	<p>交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に、交通事故情報総合管理システムを利用するほか、各種研究機関・団体等が保有しているデータについても参考にしながら、交通事故防止対策に努めてまいります。</p>

県民からの意見に対する奈良県交通安全対策会議の考え方

番号	項 目	意見等の概要	奈良県交通安全対策会議の考え方
12	<p style="text-align: center;">交通事故事件捜査に関するもの</p> <p>p57 第1章 道路交通の安全 第3節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 5 道路交通秩序の維持 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進</p>	<p>交通事故に係る保険金詐欺は、反社会的勢力等の資金源となることがあるため、イに記載いただいたとおり、交通事故事件等の捜査力の強化は引き続き注力をお願いしたいと存じます。この間、警察本部のご指導・ご協力のもと、不正請求排除に向けた各種取組みを行っておりますが、刑法犯罪の多様化・巧妙化に伴い、交通事故事件等に從事する捜査要員が減少傾向にあるとうかがっており、高度化・巧妙化し立件することが困難な交通事故事件捜査の要員の拡充、専従捜査体制の強化を要望いたします。当協会では、今後も警察本部のご指導のもと、犯罪撲滅に向けて協力していきたいと考えております。</p>	<p>関係機関・団体と連携して、交通事故事件捜査の強化を図り、道路交通秩序を維持することは大変重要であると認識しております。</p> <p>交通事故に係る保険金詐欺については、自動車保険制度の根幹を揺るがす重大、悪質な事案であり、到底看過することができないものであります。その絶無を期すために、主に奈良県警察では、関係機関・団体等と連携・情報共有を定期的に行っているほか、引き続き、交通事故事件捜査に從事する各捜査員の実務能力向上に向け、指導教養を徹底するとともに、重大悪質事案については、積極的な事件化に取り組んでまいります。</p>
13	<p style="text-align: center;">無電柱化に関するもの</p> <p>p24 第1章 道路交通の安全 第3節 道路交通の安全についての対策 II 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備 (7) 無電柱化の推進</p>	<p>無電柱化は、平時の安全で快適な通行空間の確保に資するだけでなく、災害時の緊急車両の通行空間確保につながり、災害被害の低減や復旧復興の迅速化にも大きく寄与します。これらの観点も踏まえ、推進計画に基づき取組みを進められているところと承知しておりますが、1.3%(平成29年度末)に止まっている無電柱化率の早期引上げに向け、積極的に推進いただくようお願いします。</p>	<p>「奈良県無電柱化推進計画」等に基づき無電柱化を強力に推進し、引き続き、関係機関と連携して道路交通環境の整備に努めてまいります。</p>

※ 番号1～4については、同様の趣旨のご意見を16件いただきましたので、4つの主なご意見を掲載しております。

※ 番号6については、同様の趣旨のご意見を2件いただきましたので、1つのご意見としてまとめています。